

と工業労働者とを比較しているが、労働者年金を支払っているのが誰であるかということをおぼわしている。それに対して国の僅かな補助金があるが、それも含めて勤労者が支払っているのだ。一方農民は老齢年金を受けているが、その80%まで納税者が負担させられている。多くの農民が自営業者として疾病保険に加入していない、というのも従来の調査結果と一致しない。現在疾病保険の保護を受けていないのは5%程度だと言われているのである。農民団体の職員は農民に、公的私的疾

病の内容についてあまり指導していないのだ。彼らの多くは意識的にこの啓蒙を放棄しており、このため多数の保険非加入者が生じているのだ。一方これに対して鉱山労働者の社会保障の経験が参考になる。そこでは衰退している職業にある者の保険施設に対し、国の補助が高度に投ぜられているのである」。

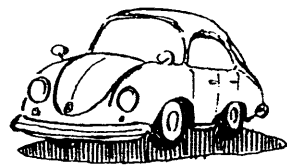
16 Juli; 3 August. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*,

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 医学教育の強化、短縮

### 計画

(西ドイツ)



——医学教育を強化して医師の養成を短縮し、さらに多く早く教育を始めることによって診療を強化すべきである——。

連邦保健相 Strobel が10月初め参議院の同意を得て公布を予定している医師認可規定で、このような医学教育の強化が考えられて

いる。

保健省の Ludwig von Monger-König 局長は26日これを記者団に説明したが、これによると医師の養成は今後認可まで計6年となる。現行免許規定は年半の教育とそれに続く2年(1月1日以降1年)の助手としての準備期間を定めている。

教育期間の短縮は各種教科内容の統合と、とりわけ臨床前教育と臨床教育の組合せにより行なわれる。このうち最も重要なのは助手(Medizinalassistent)期間の廃止で、それに代えて1年の臨床教育を大学病院または強力な「教育病院」で徹底して実践的に行なう。

臨床前教育は現在2年半であるのを2年とする。これまでの自然科学試験(Vorphysikum)はやめ、医師予備試験だけとなる。2カ月の患者看護と助手実習(Famultatur)は存続する。ただしこの2カ月の実習は従来のものと変り、保健局または労働局、青少年援助または社会扶助の事務所や、社会保障施設などの医師とか、工場医や軍医の指導の下に行なわれる。

医師予備試験後の臨床教育は、現在の2年

半の臨床教育と助手期間に代わるもので、4年間となり、実際的な教育を基礎とする。

試験は、従来1年以内の大掛りなものであったが、今後は3回に分け、第1臨床年後に第1回、第3年後に第2回、第4年後に第3

回となる。この試験はすべて客観性を保つため筆記とし、全国统一していわゆるクイズ式の選択式で、すなわち1問毎にいくつかの解答のうち1つを選ばせる。ただし第3回目の試験だけは筆記のほかに口頭で行ない、合格

すれば直ぐ自動的に認可される。

Die Welt, 27 August.

(安積鋭二 国立国会図書館)

### 社会保障ごぼれ話

#### イタリアの年金制度

イタリアでは、1968年に年金制度が改正され、この改正の最終的目標は1970年となっていた。

この国の社会保険は複数の保険によって実施されており、たとえば、全国社会保険協会は一部の自営業者、電気やガス関係の労働者、一部の銀行員を除外して、多数の一般労働者と農業労働者をカバーしている。上に示した保険者の年金では、40年間の拠出と65歳以上の年齢を条件として、受給直前における3年間の総報酬の65%に相当する年金が支給されることになっている。もし、拠出期間が40年未満であれば、賃金の1.625%に拠出期間(年)をかけて、年金額が算出される。

ところで、上に示したように、40年以上拠出した65歳以上の高齢者は、収入の65%に相当する年

金を支給されることになっているが、しかし、1968年の改正以前では、40年間の拠出で支給される年金の収入に対する比率は、40.8%で、この比率は拠出15年間ならば、僅かに30.4%となっていた。したがって、1968年の改正によって、年金額の水準は、一挙にかなり大幅に上げられることになった。

上述した年金は65歳で受給した例であるが、年金の受給について、一応それよりも低い退職年齢が定められており、この年齢は男子が60歳、女子が55歳とされている。もっとも、この退職年齢が定められていても本人が希望するならば、退職年齢後に任意に加入を継続する形で、有利な年金のために、拠出を続けることができる。また、年金を受給しながら、労働に従事することも認められている。この例では、農業の一時的な労働は除かれるが、このように、年金を受給しながら労働に

従事する場合には、年金額を所定水準まで減額されることになっている。ちなみに、最低の年金額が定められており、この最低額は農業労働者とその他の一般労働者に、それぞれの水準が設けられ、農業労働者の方がやや低い。もっとも、これら2つの労働者グループには、拠出にも2本建の拠出率が定められており、農業労働者の拠出は他の労働者より低い。

1968年の改正は、幾つかの重要な改善を含んでいたが、このような改善のために、財源調達では、労使双方の負担する拠出が、拠出率を1.65%引上げられている。

ところで、改正の最終目標は1970年となっているが、この目標は、退職時の収入の80%に相当する年金の実現と、女子の受給年齢上げを主要な柱としている。

(平石長久 社会保障研究所)